



緊急警戒!!建設業の労働災害が増加しています!

～PDCAサイクルに基づく適切なリスクアセスメントの実施を!～

横浜南労働基準監督署

神奈川県労働局では第13次労働災害防止推進計画(13次防)(2018年度～2022年度)に基づき神奈川県内の労働災害(死亡・休業)を、2017年を基準年とし、2022年度までに全業種で5%減少させることを目標として、各種施策を展開しています。

当署における13次防の初年度(2018年)における労働災害の死傷者数(休業4日以上)は、基準年と比べ63人増加(9%増加)しており、本年5月末においては前年同期と比べ10人増加(5%増加)、基準年と比べ24人増加(12%増加)の状況にあります。

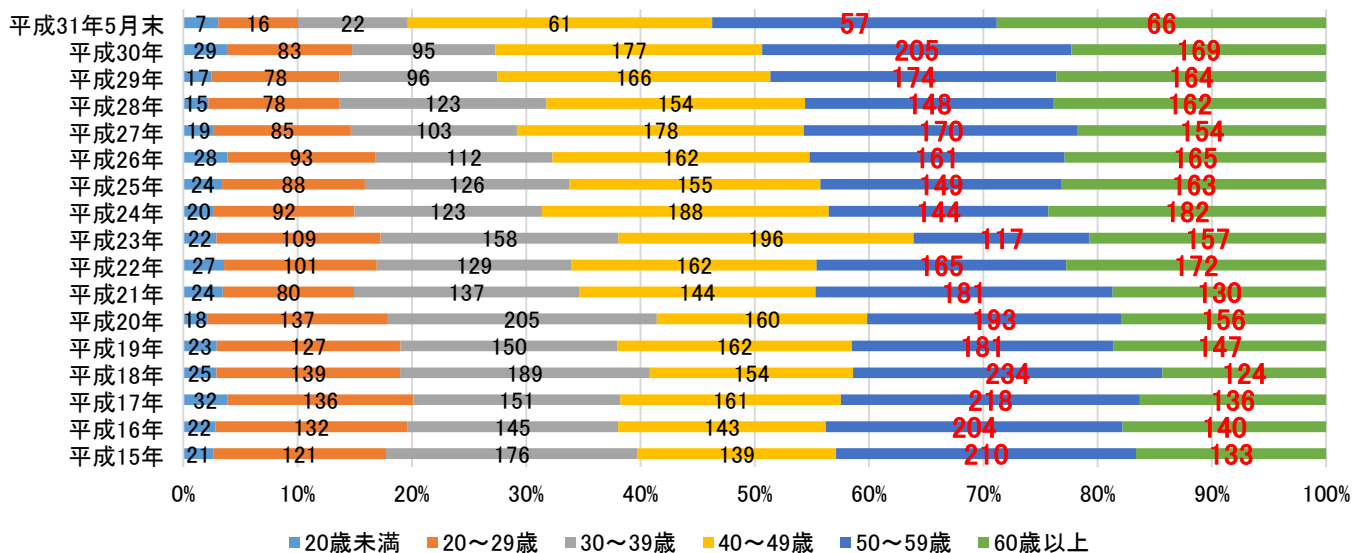
本年に関しては、とりわけ建設業における労働災害が急増しており、前年同期と比べ7人増加(28%増加)、基準年同期と比べ11人増加(52%増加)と大幅に増加しています。

このような状況の中、「新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場」をスローガンに全国安全週間が実施されています。各事業場において実効のある安全衛生自主管理活動の取り組みをお願いいたします。

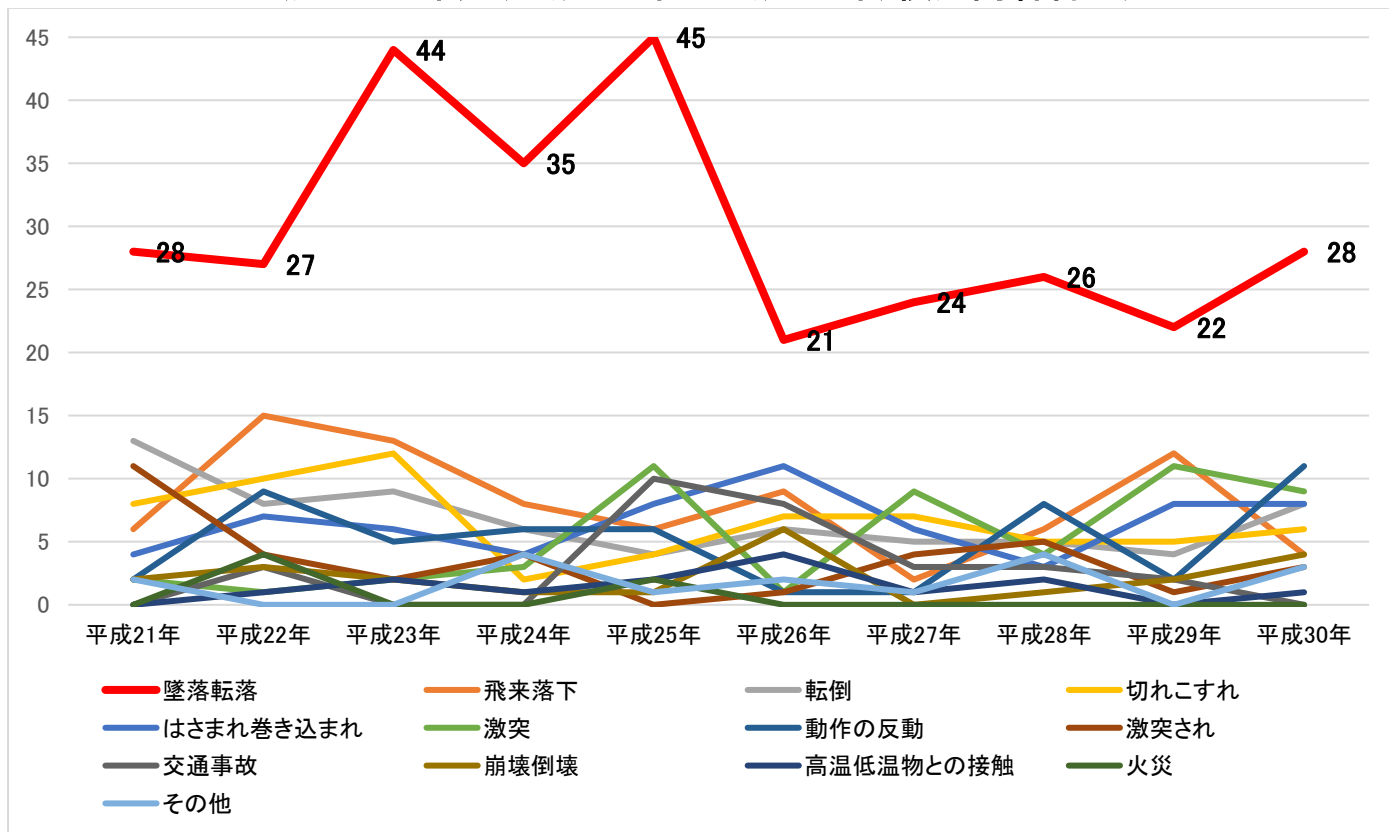
●横浜南労働基準監督署管内における労働災害発生状況の推移(休業4日以上)

	平成28年 確定値	13次防基準年 平成29年 確定値	13次防(初年度) 平成30年 確定値	13次防(2年目) 令和元年 5月末速報値
建設業 ()内数値は全産業と 比べた際の比率(%)	72 (10%)	69 (前年比-4%) (10%)	85 (前年比+23%) (11%)	32 (前年同期比+28%) (14%)
建設業における災害発生の割合が年々増加しています				
全産業	680	695	758	229
横浜南署管内に おける施工現場件数 (参照:特定元方事業者の 事業開始報告数)	355	381 (前年比+7%)	390 (前年比+2%)	373 (前年比-4%)
施工現場数は増加傾向ですが災害増加率程ではありません				
横浜市建築着工統計調査 前段:工事予定額 後段:一件当たりの工事金額	2,023億円 6,336万円	2,761億円 7,517万円	1,912億円 5,548万円	—

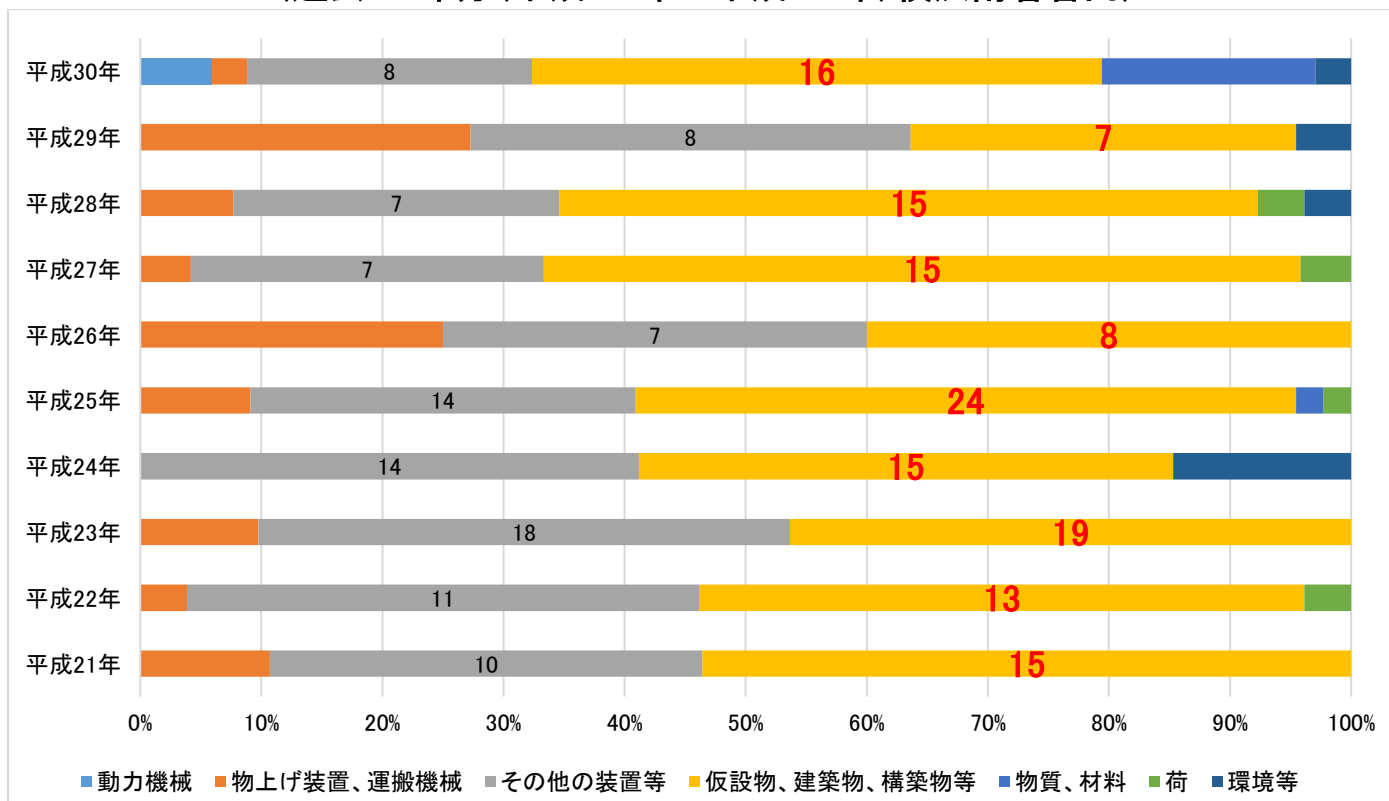
横浜南署管内における年齢階層別死傷災害(休業4日以上)の推移 (全産業:平成15年～平成31年5月末まで)



● **建設業における事故の型別災害発生状況**(休業4日以上之死傷者数)
 (過去10年分(平成21年～平成30年)横浜南署管内)



● **建設業における墜落災害の起因物別災害発生状況**(休業4日以上之死傷者数)
 (過去10年分(平成21年～平成30年)横浜南署管内)



※「仮設物、建築物、構築物等」には、足場、支保工、作業面としての開口部、建築(解体)中の建築物、などを含みます。
 「その他の装置等」には「用具」としてはしご、脚立、踏台などを含みます。

●横浜南署管内で過去10年のうち死亡災害が発生している事故の型は下記のとおりです。

事故の型	過去10年に発生した休業4日以上死傷者数	左記のうち死亡者数	死傷者数に対して死亡者数が占める割合
墜落転落	300	9	3%
飛来落下	81	3	3.7%
転倒	68	1	1.5%
激突され	35	1	2.9%
火災	6	2	33%
その他	11	2(脳・心臓疾患)	18%

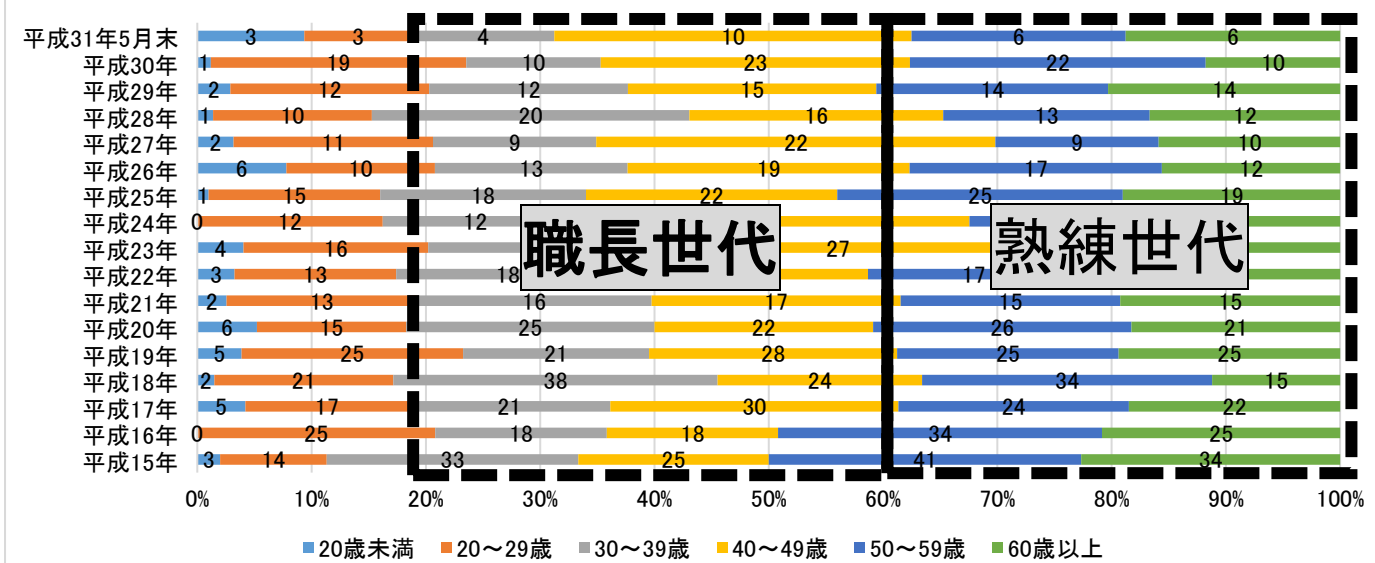
建設業における労働災害で死傷者数および死亡者数が最も多く発生している事故の型は「墜落転落」によるものです。

しかしながら事故の型別で死亡災害の発生割合をみると、「飛来落下」、「火災」、「その他(脳心臓疾患等)」による災害で「墜落転落」を上回る状況にあります。

近年、神奈川労働局管内では荷や材料の揚重作業等を行う際の玉掛け作業中に「飛来落下」したつり荷に巻き込まれ、重篤な災害につながるケースが発生しています。ほか、全国的にみても建設現場等での溶接、溶断作業に端を発する「火災」による被害などの報告も上がってきております。

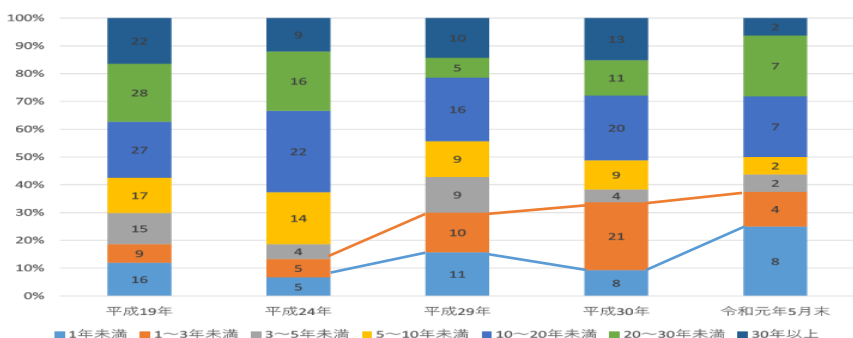
また、当署管内においては脳心臓疾患による死亡災害が2名発生しています。

横浜南署管内における年齢階層別死傷災害(休業4日以上)の推移
(建設業:平成15年～平成31年5月末まで)



横浜南署管内で発生している建設業の労働災害を年齢階層別にみると、大きく分けると「30～49歳」の「職長世代」と「50歳以上」の「熟練世代」で災害の8割を占める状況にあります。基本的な安全設備の保守管理と合わせて、それぞれの世代のニーズに対応した安全教育(「職長教育」「能力向上教育」「高齢者に対する教育」など)の徹底が必要であります。

横浜南署管内における経験年数別死傷災害(休業4日以上)の推移
(建設業)



また、建設業の経験年数別死傷災害(休業4日以上)の推移をみると、**本年は「経験1年未満」の労働者の被災が前年比パーセントで2.5倍と急増しています。**また、「経験3年未満」の労働者の割合も平成24年比で約2倍となっています。

建設現場での労働災害を防止するためにお願いしたいこと

- 適切なリスクアセスメント活動による工事の計画段階のリスク評価とリスク低減措置の実施
※特にリスクアセスメント活動に関しては、マンネリ化などの問題が見られるケースが散見されます。

●PDCAサイクルの自律的システムの構築し、継続的に業務を改善してください。

↳PDCA「P（Plan、計画）－D（Do、実施）－C（Check、評価）－A（Act、改善）」

① 労働安全衛生関係法令の遵守

・足場からの墜落転落災害防止措置（安全衛生法改正（※平成21年及び平成27年）事項）の徹底

② 安全な工法への変更・機械設備の選択、危険な作業・材料の廃止・変更等

・高所作業の排除、安全な作業床の設置、ゴンドラ・高所作業車の使用など

③ ガード、安全装置、インターロックの設置等

・手すりの設置等労働安全衛生規則に基づく墜落防止対策（手すり、下さん、幅木など）
・最上層作業の際の、事前手すりの設置（安全工法：手すり先行工法等の導入）
・法令を上回るより安全な措置の積極的導入（上さん追加設置、下さんに替えて幅木を使用など）

④ 作業手順書の整備、教育訓練等の管理的対策

・作業主任者による適切な指揮、現場管理（点検）、安全衛生教育

⑤ 個人用保護具の使用

・墜落制止用器具の使用、ランヤード二丁掛使用

↳Point！リスクの低減措置には①→⑤の優先順位があります！！

※リスクの原因を表面的に「人の問題（作業方法や行動）」だけと捉えず、設備や作業の仕組み、システムそのものを見直し、根本的な対策「本質安全化」を目指しましょう！

●未熟練労働者に対する安全衛生教育の徹底について

① 所属事業場における送り出し教育

② 現場入場時の新規入場教育等の安全教育の実施

※安全衛生教育不足で発生する災害の大きな要因は「無知」「無視」「過信」3つです。これらに対応した安全衛生教育を実施しましょう！

※「無知」：法律や社内、作業方法などのルールを知らない。また理解していない。

「無視」：定められたルールの存在は知っているものの、作業がやりにくくなるので守らない。

「過信」：「自分に限っては大丈夫」と考え、ルールを守らない。

●飛来落下による災害防止対策について

① 正しい玉掛け作業で安全の確保を！（玉掛け作業の安全に係るガイドライン※平成12年2月24日付け基発第96号参照）

（1）作業標準等の作成とその周知 （2）作業配置の決定及び玉掛け作業責任者の指名等
（3）玉掛け作業の事前打ち合わせと指示の周知徹底

② 上下作業における物体の飛来、落下に対する安全対策の実施（原則上下作業の禁止）

（1）業者間の連絡・調整の徹底 （2）落下防止設備（防網等）設置や立ち入り区域設定
（3）飛来防止設備の設置や保護具の使用

●建設業における火災対策について

① 建設現場における断熱材の使用の有無等の調査・確認

② 火気管理を含む計画の策定

③ 作業間の連絡・調整、表示・防火対策等の措置の実施

・建設現場における溶接、溶断作業で生じる火花が断熱材等に燃え移り大規模火災となる例があります。現場での火気取り扱い、特に溶接等の火花等は垂直および水平距離で10m以上飛散し火種となるケースもあります。また高分子材料等はいったん燃え広がると黒煙を伴い、避難経路がわからなくなり結果、火傷や酸欠等に被災するケースがあります。火災予防の防災シートの養生方法や初期消火や退避の訓練を確実に行いましょう。

●働き方改革の推進について

・本年4月からは働き方関連法による時間外労働の上限規制が導入（ただし建設事業では施行5年後まで猶予期間あり）されています。健康管理の観点から脳心臓疾患・精神障害予防のためにも労働者の長時間労働抑制に努めましょう。